

# 被保護世帯はどのように構成 されているか

——被保護者調査を用いた分析<sup>(1)</sup>

渡辺 久里子

---

はじめに

- 1 先行研究
  - 2 分析方法
  - 3 分析結果
- おわりに

## はじめに

本稿では、厚生労働省『平成30年度被保護者調査』（以下、「被保護者調査」という。）の個票データを用いて、どのような世帯が生活保護を受給しているのか、世帯構成、年齢、障害・傷病の有無等から分析する。

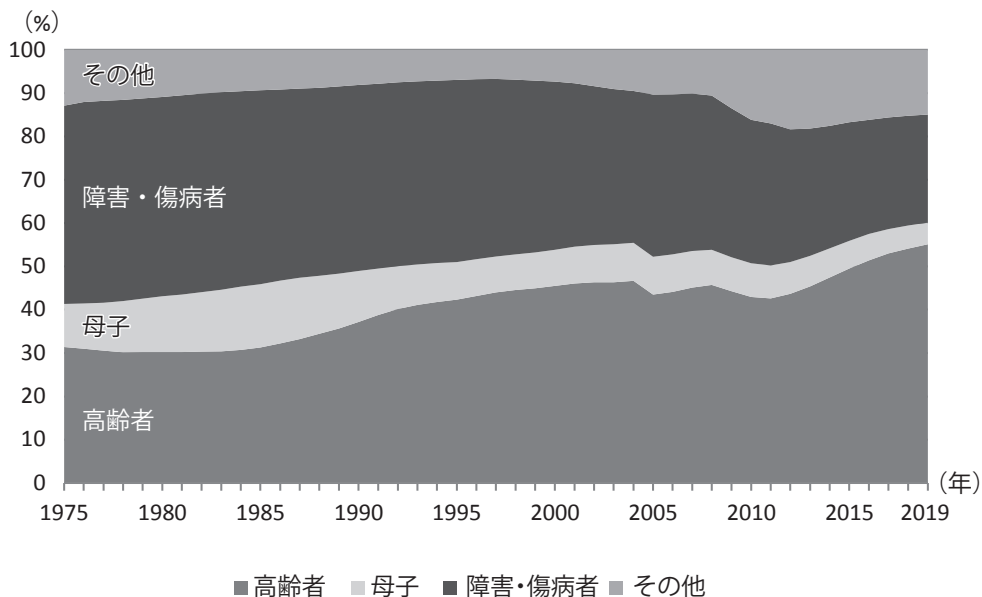
被保護世帯の構成として、最もよく用いられるのは、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他世帯という世帯類型である。図1から世帯タイプの構成割合の推移をみると、1970年代に最も多かったのは障害・傷病者世帯でありおよそ半数を占めていたが、1990年代前半から高齢者世帯の割合が増加し、2019年時点では6割弱を占めるに至っている。またその他世帯は2008年の金融危機を契機として増加し、直近では約15%を占めている。このように現行の世帯類型でみると、過去40年間で主な被保護世帯が障害・傷病者世帯から高齢者世帯に変わっていったことが分かる。

現行の世帯タイプの定義は、表1にあるとおりである。世帯類型は、まず高齢者世帯が決められ、その次に、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯と続き、残った世帯がその他世帯に区分される。このように現行の世帯類型は、各世帯が背反となるよう設計されており、また世帯類型を作成する順番がある。一方で、被保護世帯の実態は、図2にあるとおり、高齢、障害、傷病、子どもの有無等

---

(1) 本研究は、文部科学省科研費基盤(B)（課題番号：20H01601）の助成を受けたものである。また厚生労働省『平成30年度被保護者調査』の調査票情報を独自集計したものである。調査票情報の提供においてご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。社会政策学会第145回大会（2022年10月）における報告では、藤原千沙氏（法政大学大原社会問題研究所教授）及び学会参加者より貴重なコメントを頂いた。

図1 被保護世帯の世帯類型別構成割合の推移



出所：国立社会保障・人口問題研究所「『生活保護』に関する公的統計データ一覧」及び各年「被保護者調査」より作成。

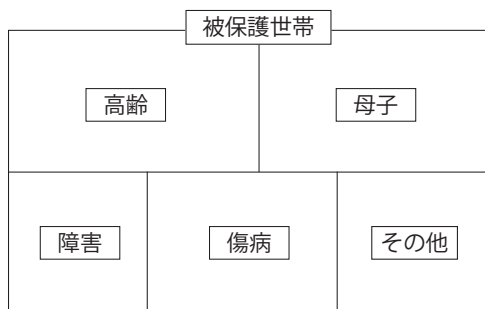
表1 世帯類型の定義

高齢者世帯	男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯。
母子世帯	現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯。
障害者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上的障害のため働けない者である世帯。
傷病者世帯	世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯。
その他世帯	上記のいずれにも該当しない世帯。

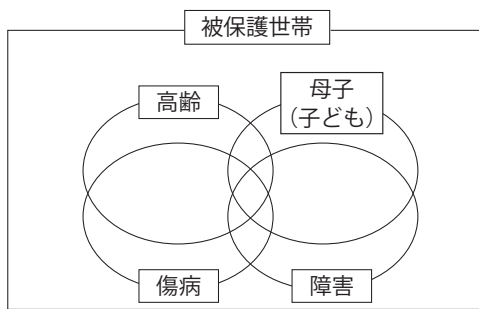
出所：厚生労働省『被保護者調査の用語の解説』  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16\\_yougo.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16_yougo.html)

図2 被保護世帯の集合

a. 現行の世帯類型



b. 実際の被保護世帯の状況



出所：筆者作成。

の要素が重なり合って、世帯が構成されていると考えられる。これらの要素が背反で作成されている現行の世帯類型では、たとえば、高齢者世帯や母子世帯であっても、障害者や傷病者がいる場合がある。また、全ての世帯員が65歳以上であるかこれらに18歳未満の者が加わったという高齢者世帯の定義上、高齢者世帯以外の世帯にも高齢者がいる場合がある。さらに、障害者加算の有無にかかわらず、世帯員が障害者であっても障害者世帯とはならず、世帯主・世帯員が傷病者であっても就労可能である場合や、世帯員が就労不可能な傷病者である場合でも、傷病者世帯とはならない。

そのため、現行の世帯類型では、世帯内に障害・傷病者がいるのか、高齢者がいる世帯なのか、子どものいる世帯なのかといった世帯の内訳が不明である。また、夫婦世帯なのか、ひとり親世帯なのか等、国勢調査をはじめ他の政府統計でよく用いられる世帯の構成が作成されておらず、どのような世帯が生活保護を受給しているのか明らかでない。

そこで本稿では、「被保護者調査」の個票データを用いて、新たな世帯類型を構築し、年齢や障害・傷病の有無から、どのような世帯が生活保護を受給しているのか分析を行う。

## 1 先行研究

岩田（2021）では、「被保護者調査」の集計データから一般世帯と比較して被保護世帯の高齢化率や単身世帯割合が高いこと等を指摘しているが、「被保護者調査」等の公的統計や行政記録の個票データを用いて、世帯類型について分析した研究は数少なく、湯澤・藤原（2009）限りであると思われる<sup>(2)</sup>。湯澤・藤原（2009）では、現行の世帯類型について3つの問題点を指摘している。第一に「高齢者世帯」「母子世帯」は世帯員の構成と年齢要件からのみ定義されているのに対し、「障害者世帯」「傷病者世帯」は世帯主個人の障害・疾病の状況と稼働の有無で定義されており、質

(2) 厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会の第25回資料1において、子どものいる世帯における世帯主の就労状況、子どもの人数、世帯類型等、障害・傷病の有無等について、2014年の「被保護者調査」の個票データを用いた特別集計がされている。その結果、子どものいる世帯において、およそ30%が世帯主に障害・傷病があり、特にふたり親世帯においては40%超となっていることが明らかとされた。

の異なる基準で類型化されていること」をあげている。また、第二の問題点として、世帯類型の作成手順を指摘し、世帯主に障害・傷病があり加算を受けていても、高齢者世帯や母子世帯に類型化されることを例示している。さらに第三の問題点として、「世帯主個人を基準とした類型化は、世帯主の定義を巡る問題を付随させ、世帯に潜在する世帯員の状況をみえなく」していると述べている<sup>(3)</sup>。

これらの課題を背景として湯澤・藤原(2009)は、A自治体において2005年度に保護廃止となった世帯を対象に、既存の世帯類型を国勢調査を参照した「世帯構造」に捉え直して、被保護世帯の特徴を分析している。その結果、高齢者世帯、母子世帯、その他世帯にも障害・傷病を有する者がいることを明らかにしている。また、障害・傷病を理由として保護を開始する世帯は、世帯類型を超えて存在していることから、既存の世帯類型で稼働能力を判断することの限界を指摘している<sup>(4)</sup>。

湯澤・藤原(2009)の研究は、個票データを用いて現行の世帯類型を捉え直した唯一の研究であるが、A自治体の廃止世帯のみの分析であることから、日本全体の被保護世帯については明らかにされていない。また、現行の世帯類型を超えて障害・傷病のある者がいることを指摘しているが、再編成した世帯構造において、障害・傷病のある者がどのように分布しているのか、現行の世帯類型との重なりなども分析されていない。

そこで本稿では、新たに世帯構成を作成し、現行の世帯類型との重なりや、障害・傷病のある者の有無などについて、全ての被保護世帯について分析することで、どのような世帯が生活保護を受給しているのかその特徴を明らかにする。

## 2 分析方法

### (1) データ

本稿では、「被保護者調査」の個票データを用いる。「被保護者調査」は、月次調査、基本調査、個別調査に分かれており、月次調査及び基本調査は福祉事務所単位、個別調査は被保護世帯単位で調査されている。

個別調査は全被保護世帯が調査対象であり<sup>(5)</sup>、各世帯の7月末時点の状況が調査され、①受給開始年、世帯類型、最低生活費、収入等世帯の調査票と、②世帯員の年齢、障害・傷病の有無、就労状況、年金受給等、世帯員の調査票がある。

本稿では、2018年の「被保護者調査」のうち、個別調査の世帯票と世帯員票を統合したデータを用いる。2018年調査のサンプルサイズは、約164万世帯、約210万人である。

---

(3) 「被保護者調査」の用語の解説等において世帯主の定義はされていない。「被保護者調査」の個票データを分析すると、たとえば、母子世帯でも小学生に相当する子どもが世帯主になっているケースがある等、世帯主の設定には運用上のばらつきが見受けられる。

(4) A自治体のデータを使った一連の研究として、藤原・湯澤(2010)、藤原ほか(2010)などがある。

(5) 「被保護者調査」の前身である「被保護者全国一斉調査」は抽出調査であったが、2012年に「被保護者全国一斉調査」と「福祉行政報告例」のうち生活保護関係が統合されて「被保護者調査」が実施されるようになった際に、全数調査となった。

## （2）変数の定義

本稿では、どのような世帯が生活保護を受給しているかを明らかにするため、「被保護者調査」の続柄から新たな世帯構成を作成した。世帯構成は、単身世帯、夫婦世帯、ふたり親と子ども世帯、ひとり親と子ども世帯、その他世帯の5つの区分とした。夫婦世帯は、世帯主とその配偶者のみから構成されている世帯、ふたり親と子ども世帯は、夫婦とその未婚の子どもあるいは夫婦とその親で構成されている世帯、ひとり親とその子どもは、世帯主とその未婚の子どもあるいは世帯主とそのひとり親で構成されている世帯とし、これらに該当しない世帯をその他世帯とした<sup>(6)</sup>。なお本稿では、「被保護者調査」で現在用いられている区分を「世帯類型」、個票データをもとに新たに作成した区分を「世帯構成」と称することとする。

「被保護者調査」の個票データでは、各歳で年齢が記録されているが、サンプルサイズが少ない年齢もあることから、5歳階級別とした<sup>(7)</sup>。障害・傷病の有無は、身体障害、知的障害、精神障害、精神病、アルコール、その他傷病の6区分で調査されている。ただし、重複障害であってもいずれか1つの障害のみが記録されていたり、障害と傷病の両方があったとしても、いずれか1つの区分のみが記録されていたりするため、被保護者の障害・傷病の状況は、厳密ではないことに注意が必要である。

## 3 分析結果

### （1）現行の世帯類型の内訳

新たな世帯構成の分析結果を示す前に、現行の世帯類型にどのような人がいるのかその内訳をみたい。表2は、高齢者の有無、子ども（18歳以下）の有無、障害者の有無、傷病者の有無別に、現行の世帯類型を示している。

高齢者の有無別にみると、ほとんどの高齢者は高齢者世帯にいるが、高齢者のうち7.6%は障害・傷病者世帯やその他世帯にいることが分かる<sup>(8)</sup>。これは、世帯類型の中で、最初に高齢者世帯が作成されることとも関係しているだろう。

18歳以下の子どもについてみると、母子世帯の割合が5.2%であるのに対し、子どものいる世帯の割合は7.6%となっている。これは子どものうち3割ほどは母子世帯以外にいることを示す。

現行の世帯類型と乖離が大きいのは、障害・傷病者世帯と障害者・傷病者の有無である。障害者の有無別にみると、被保護世帯全体の24.4%が障害者のいる世帯であるのに対し、障害者世帯は全体の約11.6%である。これは、障害者のうち約半数が障害者世帯以外にいることを意味し、その多くは高齢者世帯にいることが分かる。傷病者も同様であり、現行の世帯類型では傷病者世帯は

(6) 「被保護者調査」の続柄は、世帯主、配偶者、子ども、親、その他の5つに区分されている。そのため、2世代世帯において、子ども世代が世帯主となっており、世帯主から見て親と兄弟・姉妹で生活している場合、兄弟・姉妹の続柄はその他になってしまう。しかしながら、その他が誰であるのかは実際のところ不明であることから、ふたり親とその子ども、ひとり親とその子どもの世帯構成は、その他の世帯員がないことを条件とした。

(7) なお、「被保護者調査」の年齢の上限値は99歳となっており、100歳以上の場合、実際の年齢は不明である。

(8) なお、母子世帯の定義は65歳未満の女子と18歳未満のその子のみで構成されている世帯とされていることから、母子世帯に高齢者は当然いない。

表2 現行の世帯類型の内訳 (%)

a. 高齢者の有無別世帯類型

	無	有	計
高齢者	0.0	54.6	<b>54.6</b>
母子（死別）	0.1	0.0	0.1
母子（離別）	3.7	0.0	3.7
母子（その他）	1.4	0.0	1.4
障害者	10.7	0.8	11.6
傷病者	12.2	1.2	13.5
その他	12.8	2.5	15.3
計	40.9	<b>59.1</b>	100.0

b. 18歳以下の子どもの有無別世帯類型

	無	有	計
高齢者	54.5	0.1	54.6
母子（死別）	0.0	0.1	<b>0.1</b>
母子（離別）	0.0	3.7	<b>3.7</b>
母子（その他）	0.0	1.4	<b>1.4</b>
障害者	11.3	0.3	11.6
傷病者	12.9	0.6	13.5
その他	13.8	1.5	15.3
計	92.4	<b>7.6</b>	100.0

c. 障害者の有無別世帯類型

	無	有	計
高齢者	44.3	10.2	54.6
母子（死別）	0.1	0.0	0.1
母子（離別）	3.3	0.4	3.7
母子（その他）	1.2	0.1	1.4
障害者	0.0	11.6	<b>11.6</b>
傷病者	12.8	0.7	13.5
その他	14.0	1.3	15.3
計	75.6	<b>24.4</b>	100.0

d. 傷病者の有無別世帯類型

	無	有	計
高齢者	40.2	14.4	54.6
母子（死別）	0.1	0.0	0.1
母子（離別）	2.9	0.7	3.7
母子（その他）	1.1	0.2	1.4
障害者	11.2	0.3	11.6
傷病者	0.0	13.5	<b>13.5</b>
その他	14.6	0.7	15.3
計	70.1	<b>29.9</b>	100.0

出所：「平成30年被保護者調査」より筆者作成。

13.5%であるが、傷病者のいる世帯は全体の29.9%を占めており、傷病者世帯よりも高齢者世帯にいる傷病者のほうが多いことが分かる。また、高齢者世帯以外にも母子世帯、その他世帯にも一定程度、障害・傷病者がいることがみと取れる。

これは、先ほど述べたように、まず先に高齢者世帯が作成されることが影響していると考えられる。図1で示したように、近年は高齢者世帯が6割を占め、障害・傷病者世帯の割合が低下しているように見えるが、決して障害・傷病者のいる被保護世帯が少なくなったわけではなく、世帯類型の定義上、高齢者世帯に区分されるようになっただけである可能性が大きい<sup>(9)</sup>。

## (2) 高齢者・子ども・障害者・傷病者のいる世帯の重なり

このように、各世帯類型には高齢者、子ども、障害者、傷病者が混ざっていることが分かるが、どの程度重複しているのかを表3から見てみたい。まず、高齢者のいる世帯と障害者のいる世帯、高齢者のいる世帯と傷病者のいる世帯のそれぞれの重なりをみると、高齢者と障害者もしくは傷病者がいる世帯は全体の15%前後であるが、うち9割程度は高齢者本人が障害者もしくは傷病者で

(9) 湯澤・藤原(2009)では、保護開始時は高齢者世帯以外であった世帯でも、世帯主及び世帯員が加齢していくことに伴い、廃止時には高齢者世帯に世帯類型が変更されているケースが多いことが紹介されている。

表3 高齢者・子ども・障害者・傷病者がいる世帯の重なり (%)

a. 高齢者のいる世帯と障害者のいる世帯の重なり

		高齢		計
		無	有	
障害	無	28.7	46.9	75.6
	有	12.2	12.2 (11.0)	24.4
計		40.9	59.1	100.0

注：( ) 内は高齢障害者のいる割合を示す。

b. 高齢者のいる世帯と傷病者のいる世帯の重なり

		高齢		計
		無	有	
傷病	無	27.3	42.9	70.1
	有	13.6	16.3 (15.6)	29.9
計		40.9	59.1	100.0

注：( ) 内は高齢傷病者のいる割合を示す。

c. 子どものいる世帯と障害者のいる世帯の重なり

		子ども		計
		無	有	
障害	無	69.2	6.4	75.6
	有	23.1	1.2 (0.6)	24.4
計		92.4	7.6	100.0

注：( ) 内は障害児のいる割合を示す。

d. 子どものいる世帯と傷病者のいる世帯の重なり

		子ども		計
		無	有	
傷病	無	64.3	5.9	70.1
	有	28.1	1.8 (0.3)	29.9
計		92.4	7.6	100.0

注：( ) 内は傷病のある子どもがいる割合を示す。

e. 障害者のいる世帯と傷病者のいる世帯の重なり

		傷病		計
		無	有	
障害	無	47.2	28.4	75.6
	有	22.9	1.5	24.4
計		70.1	29.9	100.0

f. 高齢者のいる世帯と子どものいる世帯の重なり

		子ども		計
		無	有	
高齢	無	33.6	7.2	40.9
	有	58.8	0.4	59.1
計		92.4	7.6	100.0

出所：「平成30年被保護者調査」の個票データより筆者作成。

ある。しかし、うち1割は世帯内に高齢者と障害者もしくは傷病者の両方がいる世帯となっており、困窮に陥る要因が重なっていることが分かる。さらに、高齢者も障害者もいずれもない世帯は全体の3割未満であり、これは傷病者のいる世帯でも同様である。

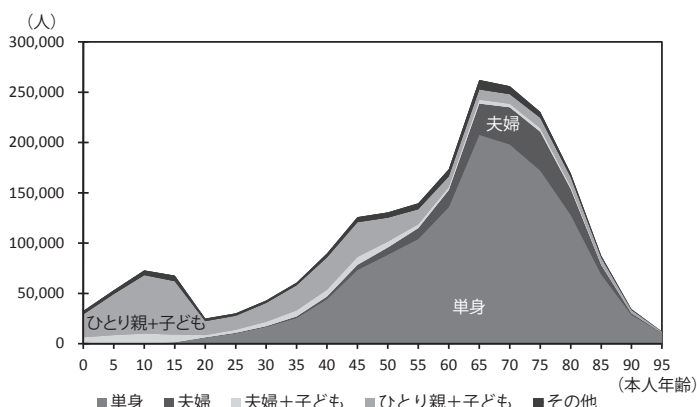
子どものいる世帯と障害者のいる世帯、子どものいる世帯と傷病者のいる世帯の重なりを見ると、障害児や傷病のある子どもがいる割合は全体の1%未満と少なく、また子どもと障害者あるいは傷病者のいる割合も全体の2%弱と相対的にかなり小さくなっている。

続いて、障害者のいる世帯と傷病者のいる世帯の重なりをみると、障害者、傷病者ともに世帯内にいる割合は、全体の1.5%弱と小さいが、障害者と傷病者のどちらかが世帯内にいる割合は5割を超えている。高齢者のいる世帯と子どものいる世帯の重なりでは、両方ともに世帯内にいる割合は約0.4%と小さいが、どちらかがいる割合は7割近くとなっている。

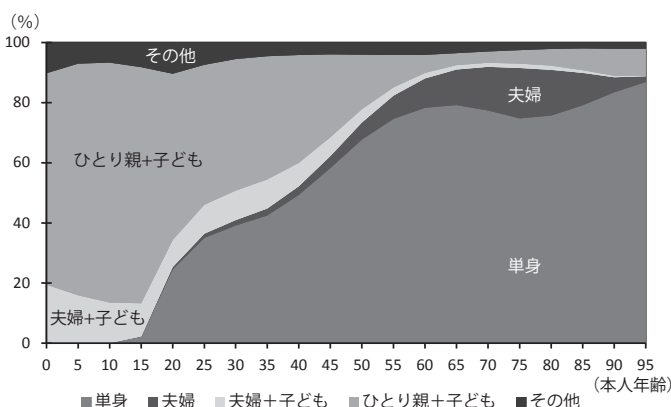
このように、世帯内に高齢者、子ども、障害者、傷病者がいる割合をみると、約9割の世帯において、いずれかの世帯員がおり、さらに重複している世帯もいることが分かる。

図3 本人年齢階級別世帯構成

a. 人数（人）



b. 構成割合



出所：「平成30年被保護者調査」の個票データより筆者作成。

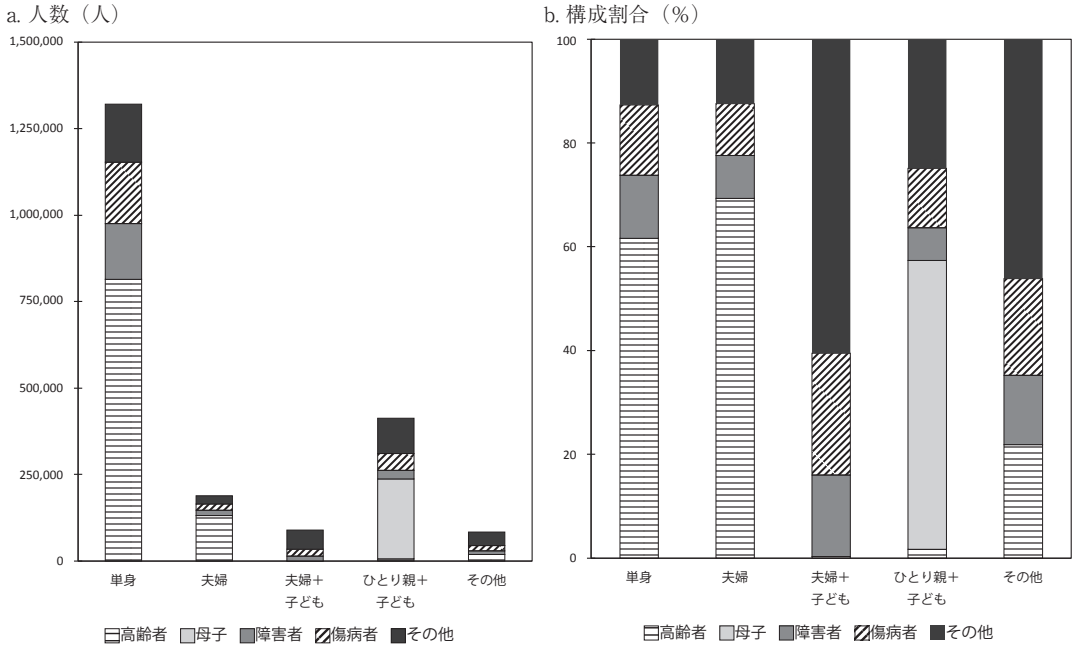
### (3) 本人年齢階級別・障害・傷病別の世帯構成

次に、単身世帯、夫婦世帯、夫婦と子ども世帯、ひとり親と子ども世帯、その他世帯という世帯構成から被保護世帯を分析したい。まず本人の年齢階級別に世帯構成を見ているのが図3である。図3から、20歳以下についてはひとり親と子どもの世帯にいる者が多く、特に10歳までは7割ほどを占めるが、2割ほどは夫婦と子ども世帯にいることが分かる。20歳以上になると単身世帯が増え、45歳以上になるとひとり親とその子どもの割合を上回るようになり、60歳代になると約8割は単身世帯である。70歳代では夫婦世帯の割合もその他の年齢階級と比べて大きくなるが、85歳以上になると単身世帯割合がさらに高まっていることが分かる。

続いて、現行の世帯類型がどのような世帯構成となっているかをみているのが図4である。これは、「被保護者調査」の公表結果でも明らかではあるが、最も多い世帯構成は単身世帯の約132万人であり、全体の6割を占める。単身世帯のうち最も多いのは高齢者世帯であり、次に障害者世帯、傷病者世帯と続くが、単身世帯のうち4分の1は障害者もしくは傷病者となっている。

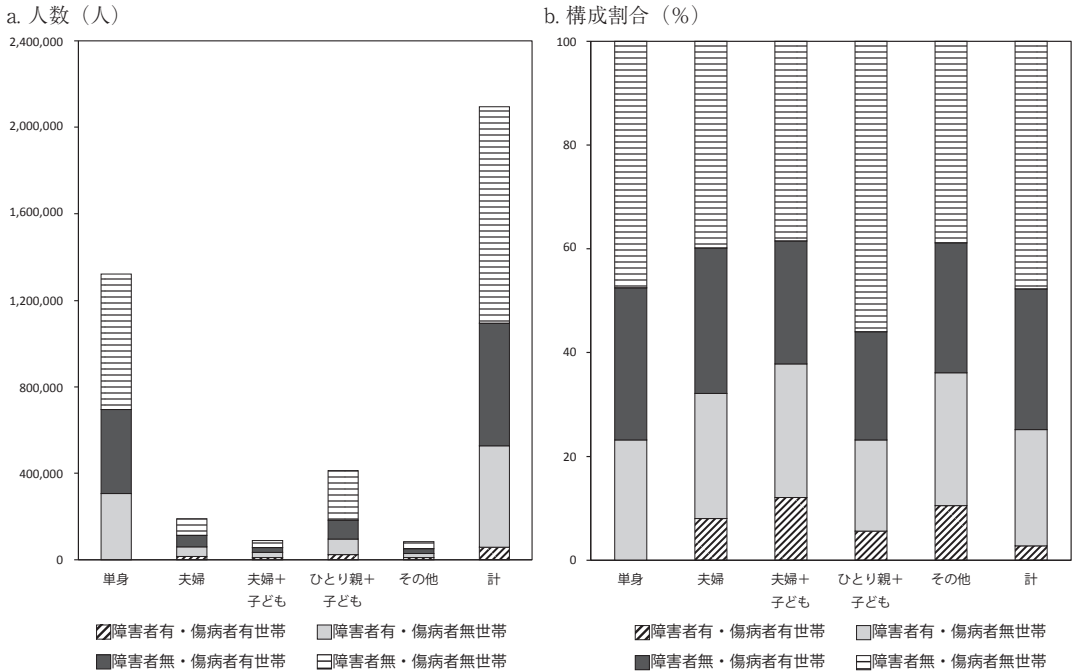


図4 世帯類型と世帯構成



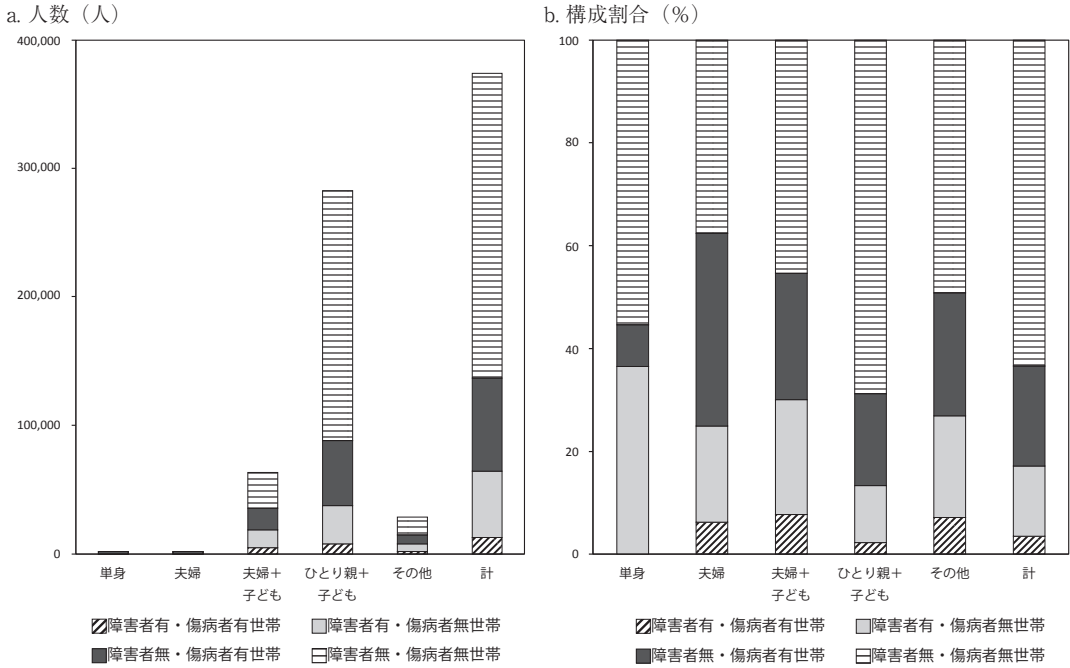
出所：「平成30年被保護者調査」の個票データより筆者作成。

図5 世帯構成と障害・傷病者のいる世帯（全世界帯）



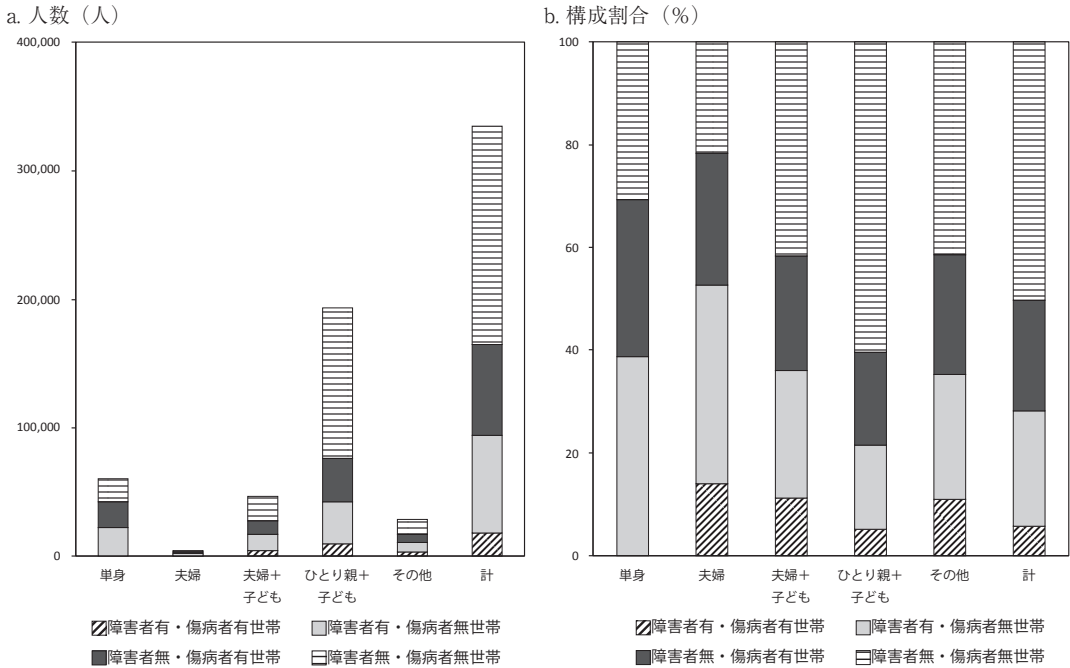
出所：「平成30年被保護者調査」の個票データより筆者作成。

図6 世帯構成と障害・傷病者のいる世帯（18歳以下の世帯員がいる世帯）



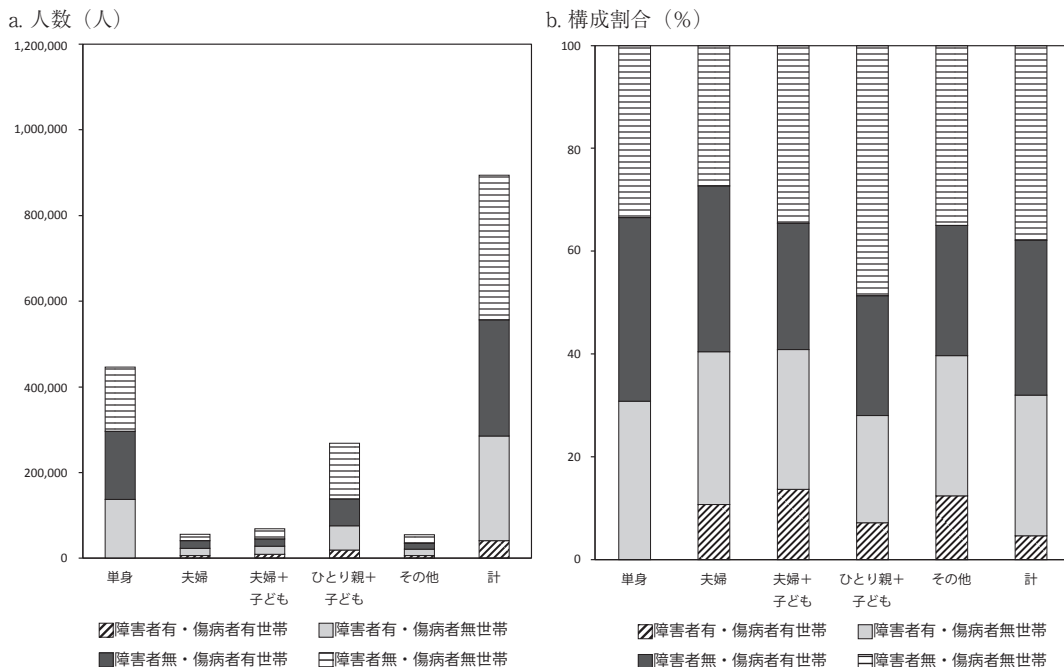
出所：「平成30年被保護者調査」の個票データより筆者作成。

図7 世帯構成と障害・傷病者のいる世帯（19歳から39歳以下の世帯員がいる世帯）



出所：「平成30年被保護者調査」の個票データより筆者作成。

図8 世帯構成と障害・傷病者のいる世帯（40歳から64歳以下の世帯員がいる世帯）



出所：「平成30年被保護者調査」の個票データより筆者作成。

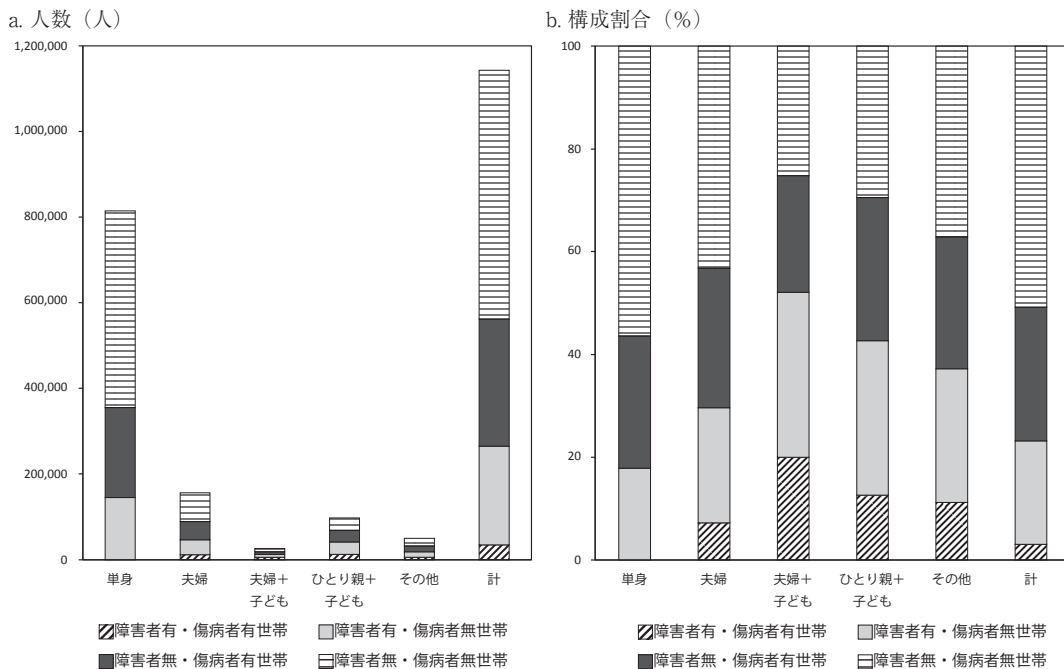
単身世帯の次に多い世帯構成は、ひとり親と子どもの世帯であり、全体の約4分の1を占めている。ひとり親と子どもの世帯のうち母子世帯は6割ほどであり、障害・傷病者世帯も2割弱を占めている。夫婦と子ども世帯は、その他世帯の割合が最も多いが、障害・傷病者世帯も4割を占めており、相当に多くなっている。

このように世帯構成から現行の世帯類型をみると、いずれの世帯構成にも障害・傷病者世帯が混在していることが分かるが、表2で示したとおり、障害・傷病者世帯と障害・傷病の有無は大きく乖離している。そこで図5～9から、障害・傷病者のいる世帯別に世帯構成を見てみたい。障害・傷病者のいる世帯は、障害者と傷病者の両方がいる「障害者有・傷病者有世帯」、障害者はいるが傷病者はいない「障害者有・傷病者無世帯」、逆に障害者はいないが、傷病者はいない「障害者無・傷病者有世帯」、そして障害者も傷病者もない「障害者無・傷病者無世帯」の4区分を作成した。

図5をみると、単身世帯のうち半数以上は障害者・傷病者がいる世帯であるが、夫婦世帯と夫婦と子ども世帯は6割以上であり、また障害者と傷病者の両方がいる割合も大きくなっている。18歳以下の世帯員がいる世帯では（図6）、ひとり親と子ども世帯の障害者・傷病者のいる世帯割合は全体と比べても低くなっており、障害・傷病が理由ではなく、ひとり親であることによって困窮した割合が高いものと推察される。

19歳から39歳の世帯員がいる世帯（図7）や、40歳から64歳の世帯員がいる世帯（図8）では、単身世帯の障害・傷病者のいる割合が高く7割前後となっており、また夫婦世帯では単身世帯よりもさらに高く、8割近くになっている。

図9 世帯構成と障害・傷病者のいる世帯（65歳以上の世帯員がいる世帯）



出所：「平成30年被保護者調査」の個票データより筆者作成。

65歳以上の世帯員がいる世帯（図9）では、特に夫婦と子ども世帯において、障害・傷病者の両方がある割合が約2割と高く、高齢者もいる世帯にとって困窮に陥る要因が重複していることが示唆される<sup>(10)</sup>。

### おわりに

本稿では、「被保護者調査」の個票データを用いて、どのような世帯が生活保護を受給しているのか、世帯構成、年齢、障害・傷病の有無等から分析した。その主な結果は次の3つである。第一に、現行の世帯類型は、被保護世帯の実態と乖離している。これは、繰り返し指摘しているように、現行の世帯類型が背反で作成され、かつ作成の順番があることによる。そのため、特に障害者世帯・傷病者世帯と障害者・傷病者の有無に大きな違いがみられた。近年、高齢者世帯の割合が増加する一方で、障害・傷病者世帯のそれは減少しているが、これは世帯類型の定義上の問題であり、実際は高齢で障害もしくは傷病のある被保護者が増えていただけの可能性がある。岩田（2021）において、現行の世帯類型は加算等の最低生活費とも関連していることが指摘されていることに鑑みても、現行の世帯類型は、生活保護において大きな意味を持つものの、被保護世帯の実態が分か

(10) 夫婦と子ども世帯やひとり親と子ども世帯で、かつ65歳以上の世帯員がいる世帯は、親が高齢で子どもは中高年である場合、あるいは親子ともに高齢である場合のいずれかであるが、この世帯はいわゆる8050問題を現在抱えているか、近い将来に抱えることになると思われる。

る世帯構成も今後集計し、公表していく必要がある。

第二に、世帯構成別にみると、単身世帯と夫婦世帯には高齢者世帯が多く、ひとり親と子どもの世帯では母子世帯が多かった。夫婦と子どもの世帯では、約6割がその他世帯、残りは障害・傷病者世帯となっており、同じ子どもがいる世帯でも世帯類型上の区分は大きな違いがみられた。また、いずれの世帯構成においても障害・傷病者を有する割合が高く、およそ半数の世帯は障害・傷病者のいる世帯であった。湯澤・藤原（2009）でも指摘されたように、現行の世帯類型は、高齢者世帯と母子世帯は年齢要件で定義されている一方、障害者世帯と傷病者世帯は世帯主の障害・傷病の有無と稼働能力で定義されており、各区分の基準が統一的ではない。そのため、世帯構成を作成し直してみると障害・傷病者の有無等を含む世帯の状況が世帯類型とは大きく乖離する結果となっている。

第三に高齢、子ども、障害者、傷病者のいずれかもしくはその重複が世帯内にいる被保護世帯は相当に多いことが分かった。言い換えれば、実態として生活保護はこれらの世帯しか対象になっていないことを意味する。これらの世帯員がいることは、多かれ少なかれその家族がケアギバーとなっていると考えられ、就労や就労収入を増やすことは困難となっている可能性がある。少なくとも、現行の世帯類型は部分的にしか就労能力が定義に組み込まれておらず、さらに各世帯類型に障害者や傷病者等がいることに鑑みれば、ある世帯類型について就労率等の数値目標を設定することは不適切であろう。

最後に本稿の課題を述べたい。本稿では「被保護者調査」の障害・傷病の有無をそのまま用いたが、障害・傷病の有無を実際どのように判断し、記載しているのか疑問に思うケースが散見された。たとえば、入院している、保護開始理由が「世帯主・世帯員の傷病」である、医療扶助単給等であっても、「傷病者」となっていない者もいた。「傷病者」に該当するにはその就労能力も考慮されるが、就労能力なしと判断する基準も明示されておらず、傷病の程度も調査票にも明示されていない。また、救護施設に入所していても「障害者」になっていない者が3割近くいた。このように、生活保護法上の障害・傷病者以外にも、被保護世帯には多くの障害・傷病者がいると思われるが、「被保護者調査」上は不明であり、障害・傷病者の把握に限界がある。これらについては、福祉事務所等へのヒアリング調査等も実施し、今後解明していく必要がある。現行の世帯類型がそもそもどのようにして作成されたのか、その歴史的背景や目的については、別稿にゆずりたい。

（わたなべ・くりこ 神奈川大学経済学部助教）

#### 【参考文献】

- 岩田正美（2021）『生活保護解体論——セーフティネットを編みなおす』岩波書店
- 湯澤直美、藤原千沙（2009）「生活保護世帯の世帯構造と個人指標」『社会福祉学』50（1）、16-28頁
- 藤原千沙、湯澤直美（2010）「被保護母子世帯の開始状況と廃止水準」『大原社会問題研究所雑誌』620、49-63頁
- 藤原千沙、湯澤直美、石田浩（2010）「生活保護の受給期間——廃止世帯からみた考察」『社会政策』1（4）、87-99頁